

新型コロナウイルスに関連した肺炎への対応について

1 新型コロナウイルスについて

・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。SARS（サーズ）やMERS（マーズ）が動物からヒト感染で重症肺炎となる2種類として確認され、大きな問題となった。この2種は基礎疾患がある人や免疫力が低下している人に対して高確率で重症肺炎を引き起こす。

・感染の拡大が続く新型コロナウイルスによる肺炎について、政府は1月28日「指定感染症」に指定する政令を閣議決定、1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、栃木県も翌1月31日に設置した。

2 現段階における市の対応について

本市では、1月29日に栃木市健康危機対策本部準備会を開催し、国及び栃木県の動向を受け、1月31日に栃木市健康危機対策本部を設置、栃木市健康危機管理対応マニュアル（感染症編）により対応中。

令和2年1月24日から市ホームページなど注意喚起を行っている。（随時更新）

市施設では、手指消毒液を設置し予防に努めるとともに、本日2月3日より、窓口では対応する職員のマスク着用を実施。

感染症判定基準

レベル3 ※健康危機対策本部設置

対応内容

レベル1・2の場合

- (1) 情報の収集
- (2) 必要に応じた関係部署・関係機関への情報提供並びに情報交換
- (3) 最新状況の逐次報告

レベル3の場合

- (1) レベル1及び2における対応の継続
- (2) 市民からの相談窓口の設置（今後の感染状況により設置を検討）
- (3) 健康危機対策本部の設置

3 今後の市の対応について

引き続き新型コロナウイルス感染症に対する情報収集・市内の情報共有及び市民への情報提供を行う。

【問合せ】

保健福祉部 健康増進課

担当：奈良部 TEL：0282-25-3511